

一般社団法人和食文化国民会議 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和食文化国民会議（略称「和食会議」）と称し、英文では、The Washoku Association of Japan（英文略称「Washoku Japan」）と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、無形文化遺産の保護に関する条約に規定する人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載された「和食；日本人の伝統的な食文化」（以下「和食」という。）を適切に保護し、その継承を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「和食」の適切な保護・継承のために必要な情報収集に関する事業
- (2) 「和食」の調査・研究に関する事業
- (3) 「和食」の普及啓発に関する事業
- (4) 「和食」に関する技及び知恵の伝承に関する事業
- (5) 「和食」の情報発信に関する事業
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成等)

第5条 この法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 企業会員 この法人の目的に賛同して入会する会社
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会する会社以外の団体
- (3) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会する個人

- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力する会社、会社以外の団体又は個人
- (5) 賛同会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に関心のある会社、会社以外の団体又は個人
- 2 前項のうち、企業会員、団体会員及び個人会員（以下「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した会員名簿を作成する。

（会員の資格の取得）

- 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める手続きに従い申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 企業又は団体である会員にあっては、その代表者として、この法人に対してその権利を行使し、義務を負う者（1 名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長（第 21 条第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。）に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届をすみやかに会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

- 第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員（賛同会員を除く。）は、社員総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費及びその他拠出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 3 本条第 1 項の規定にかかわらず、社員総会の決議による会費免除基準に基づいて、理事会において会費の免除をすることができる。

（任意退会）

- 第 8 条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の 30 日前まで（賛同会員については、この期限を設けないものとする。）に、理事会において別に定める退会届をもってこの法人に対して予告をするものとする。

（除名）

- 第 9 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 この法人は、賛助会員又は賛同会員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該賛助会員又は賛同会員を除名することができる。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき、又は破産手続、再生手続若しくは会社更生手続開始の決定があったとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 第7条第1項の会費支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) すべての正会員の同意があったとき

第4章 社員総会

(種別及び構成)

第11条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員 1 名を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに本条第 1 項の決議を行わなければならない。なお、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会に出席した理事の中から選出された 2 名の議事録署名人は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(社員総会運営規程)

第 20 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、1 名以上 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名以上 3 名以内を常務理事とする。その他の理事のうち、1 名を会長代行とすること

ができる。

- 4 本条第2項の会長及び前項の会長代行を法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、会長代行、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人を兼ねることができない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事である会長及び会長代行は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 第21条第1項に定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第28条 この法人に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人の会長経験者の中から、理事会の決議によって会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、和食文化に関する学識経験者等の中から、理事会の決議によって会長がこれを委嘱する。

4 相談役は、和食文化に関する専門的な知見を有する者の中から、理事会の決議によって会長がこれを委嘱する。

5 顧問及び相談役の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 名誉会長、顧問及び相談役は、会長又は理事会から諮問された場合、これに応じて意見を述べなければならない。

7 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

8 名誉会長、顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行が理事会を招集する。

3 本条第1項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。なお、当該決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(理事会運営規程)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 部会

(部会)

第35条 この法人は、会務運営及び第4条の事業遂行のために、必要な部会を設けることができる。

- 2 部会の設置又は改廃は、理事会の決議による。
- 3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によってこれを定める。

第8章 連絡会議

(連絡会議)

第36条 この法人は、第3条の目的を達成するために、全国の和食文化関係者との連絡会議を設けることができる。

- 2 連絡会議の設置又は改廃は、理事会の決議による。
- 3 連絡会議には、この法人の会員ではない者の参画を得ることができる。
- 4 連絡会議の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によってこれを定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日

の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 本条第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に

より行う。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等重要な職員は、理事会の決議によって会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別にこれを定める。

第13章 補則

(実施細則)

第46条 この定款の実施に関して必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって別にこれを定める。

附則

(最初の事業年度)

1 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

京都府京都市北区紫野下柳町54番地

設立時社員 熊倉 功夫

京都府京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原459番地

設立時社員 村田 吉弘

神奈川県横浜市青葉区あざみ野三丁目4番地あざみ野団地5棟102号

設立時社員 江原 絢子

滋賀県大津市坂本一丁目20番24号

設立時社員 伏木 亨

東京都中央区京橋一丁目15番1号

設立時社員 味の素株式会社

千葉県野田市野田250番地

設立時社員 キッコーマン株式会社

長野県長野市大字安茂里883番地

設立時社員 マルコメ株式会社

(設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事)

3 この法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 熊倉 功夫
設立時理事 村田 吉弘
設立時理事 江原 絢子
設立時理事 伏木 亨
設立時理事 山口 範雄
設立時理事 茂木友三郎
設立時理事 青木 時男

設立時代代表理事 熊倉 功夫
設立時代代表理事 伏木 亨

設立時監事 藪 光夫

(法令の準拠)

4 この定款に定めがない事項は、法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

以上、一般社団法人和食文化国民会議の設立のため、設立時社員である熊倉功夫、村田吉弘、江原絢子、伏木亨、味の素株式会社、キッコーマン株式会社及びマルコメ株式会社の定款作成代理人司法書士赤川裕信は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 27 年 1 月 28 日

京都府京都市北区紫野下柳町 54 番地
熊倉 功夫

京都府京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原 459 番地
村田 吉弘

神奈川県横浜市青葉区あざみ野三丁目 4 番地あざみ野団地 5 棟 102 号
江原 絢子

滋賀県大津市坂本一丁目 20 番 24 号
伏木 亨

東京都中央区京橋一丁目 15 番 1 号
味の素株式会社
代表取締役 伊藤 雅俊

千葉県野田市野田 250 番地
キッコーマン株式会社
代表取締役 堀切 功章

長野県長野市大字安茂里 883 番地
マルコメ株式会社
代表取締役 青木 時男

上記定款作成代理人
東京都中央区築地四丁目 3 番 4 号
司法書士 赤川 裕信

附則

5. この定款は、平成 28 年 5 月 31 日定時株主総会終了時より改定、実施する。
6. この定款は、平成 29 年 6 月 15 日定時株主総会終了時より改定、実施する。
7. この定款は、平成 30 年 6 月 6 日定時株主総会終了時より改定、実施する。

当法人の定款に相違ない。

平成 30 年 6 月 6 日

一般社団法人和食文化国民会議
代表理事 伏木 亨